

家計改善支援事業の実施について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的としている。

平成27年度から、区では「中野くらしサポート」を設置し、相談支援を実施しているところであるが、生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えており、相談件数も増加している状況にある。

このため、生活困窮者自立支援法において任意事業とされている家計改善支援事業を実施し、従来の自立相談支援事業等と合わせた包括的な支援を行う。

1 事業内容

- (1) 家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える相談者に対し、相談者自身が置かれている家計状況を理解するように家計表やキャッシュフロー表を作成し、家計の「見える化」を図る。
- (2) 「家計再生プラン」を作成し、解決すべき課題や生活再生の目標を確認するとともに、改善の方向性を提案する。
- (3) 「家計再生プラン」に基づき、滞納の解消や債務整理、各種給付金制度の利用や貸付のあっせん等の支援を行い、家計収支の均衡を図るとともに、相談者の家計管理の力を高めていく。

2 実施時期

令和2年4月1日から開始する。